約款・規定集の一部改定のご案内

FFG 証券株式会社

第 15 章 インターネット・トレード約款

(下線部分変更)

新 IΒ 第4条 (パスワードの通知および管理) 第4条 (パスワードの通知および管理) (省略) $(1)\sim(2)$ (現行どおり) $(1)\sim(2)$ (新 設) (3) 当社が本サービスの利用を受付けた日から起算して 翌々月末までに本サービスにログインしていただく必 要があります。 (4) ログイン ID およびパスワードは、お客様ご自身の責 (3) ログイン ID およびパスワードは、お客様ご自身の責 任において厳重に管理するものとし、これらの使用 任において厳重に管理するものとし、これらの使用 はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者 はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三 への貸与または譲渡をすることはできません。 者への貸与または譲渡をすることはできません。 (5) 本サービスに関して、ログイン ID およびパスワードが (4) 本サービスに関して、ログイン ID およびパスワード 当社のシステムに登録されているものと一致した場 が当社のシステムに登録されているものと一致した 合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご 場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様 本人によるログインとみなして、本サービスにおける ご本人によるログインとみなして、本サービスにおけ 発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子交付 る発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子 交付サービスのご提供をいたします。 サービスのご提供をいたします。 (6) お客様は、ログイン ID およびパスワードを失念また (5) お客様は、ログイン ID およびパスワードを失念また は紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発 は紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発 行手続きを行っていただくことができます。 行手続きを行っていただくことができます。 第 15 条 (本サービスの停止) 第 15 条 (本サービスの停止) (1)(現行どおり) (1)(省略) $(1)\sim(2)$ (現行どおり) $(1)\sim(2)$ (省略) ③ 第4条第3項のログインがないときまたはお客様が (新 設) 最後に本サービスにログインした日から2年間、本 サービスにログインせず、かつ預かり残高がないと き。 ④ お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供す ③ お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供 ることが不適当であると当社が判断したとき。 することが不適当であると当社が判断したとき。 ⑤ 第23条第2項の届出のあったとき。 ④ 第23条第2項の届出のあったとき。 ⑥ その他、当社がお客様に対して本サービスを提供 ⑤ その他、当社がお客様に対して本サービスを提 することが不適当であると判断したとき。 供することが不適当であると判断したとき。

(2)

(省略)

(現行どおり)

(2)

第 16 章 かんたんスイープサービス約款

(下線部分変更)

新	IΒ
第1条 (サービスの内容)	第1条 (サービスの内容)
(1) 「かんたんスイープサービス(以下「本サービス」とい	(1) 「かんたんスイープサービス(以下「本サービス」とい
う。)」とは、当社がお客様より電話等でお振替の依	う。)」とは、当社がお客様より電話等でお振替の依
頼を受け、当社提携金融機関のお客様預金口座	頼を受け、当社提携金融機関である福岡銀行、熊
(以下、「預金口座」といいます。)から、当社の証券	本銀行もしくは親和銀行のお客様預金口座(以下、
総合取引口座へ資金移動を行う入金サービスをい	「預金口座」といいます。)から、当社の証券総合取
います。	引口座へ資金移動を行う入金サービスをいいま
	す。
(2) (現行どおり)	(2) (省略)

以上のとおり、2020年10月1日より「約款・規定集」を一部改定いたします。